

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科

病理組織検査案内

【検査手順】

1. 検査の依頼者は、原則として、病院、診療所、検査機関とします。
2. 検査を依頼されるときは、所定の申込書に検査材料を添えて申し込んでください。
3. 検査が終了しましたら、検査結果を通知し、組織標本を交付します。
4. 検査材料は、特別な理由のない限り返還しません。

【検査料金】

1. 検査料金(単価)は、「病理組織検査料金表」をご覧ください。
2. 検査料金は、毎月末日に当月分をとりまとめ、翌月上旬に請求します。
3. 請求書の支払期限までに、検査料金をお支払いください。
4. 既納の検査料金は、返還しません。
5. 検査料金は、原則として、診療報酬改定時に改定します。

【個人情報管理】

1. 検査を通じて知り得た個人情報は、厳重に管理し、他の目的には使用しません。
2. 個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、依頼者に通知します。
3. 上記の事故により損害が発生した場合、本学、依頼者の責任の割合に応じて、損害賠償を負担するものとします。

【その他】

1. 検査は、研究業務に支障のない限り引き受けます。
2. 検査を第三者に再委託することはありません。
3. 検査に関して紛争が生じたときは、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。